

特典付積立《りぼん》に関する追加規定

1【この追加規定の適用範囲等】

- (1)この追加規定は、特典付積立《りぼん》について適用します。
- (2)この追加規定に定めのない事項に関しては、自動とりまとめ定期預金規定および関連する諸規定を適用するものとします。

2【定義】

特典付積立《りぼん》とは、当行所定の要件（以下「特典利用の要件」といいます。）を満たす場合において、当行が提供する特典（以下「特典」といいます。）を利用することができる自動とりまとめ定期預金をいいます。

3【特典の利用】

- (1) 預金者は、特典利用の要件を満たす場合、特典を利用する旨を当行所定の窓口に出して、当行所定の方法により特典が利用できます。
- (2) 特典利用の要件を満たす場合であっても、預金者からの特典を利用する旨の申出がない場合等、特典が利用できない場合があります。

4【規定の変更等】

- (1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2020年4月1日現在)